個人番号カード、運転免許証、旅券等その他官公署又は個人番号利用事務実施者から代理人に対し一に限りそれぞれ発行され、又は発給された書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時においてこれらの有効なものに限る。）若しくはその写しの提示を受けるこれらの書類をさえ提出することができない場合に限る。）の提供を行う送信者を受けること	本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る国税電子手続電子署名及び当該国税電子手続電子証明書により確認される情報を、オンライン化省令第四条第二項の規定に基づき当該税理士等に通知して送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る国税電子手続電子署名及び当該国税電子手続電子証明書により確認される情報を、オンライン化省令第四条第二項の規定に基づき当該税理士等に通知して送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）	規則第十条第三号口前段
本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る国税電子手続電子署名及び当該国税電子手続電子証明書により確認される情報を、オンライン化省令第四条第二項の規定に基づき当該税理士等に通知して送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）	規則第十条第三号口後段
本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る国税電子手続電子署名及び当該国税電子手続電子証明書により確認される情報を、オンライン化省令第四条第二項の規定に基づき当該税理士等に通知して送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法
本人の個人番号カード又は通知カード	官公署若しくは個人番号利用事務実施者から発行され、若しくは発給された書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの）
本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード	
本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの	
本人の本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	
本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）	
個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること	

○環境省告示第六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

環境大臣　望月　義夫

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平四	宅地等
福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平百七十四	墓地